



## (2) 経過措置（附則関係）

倉庫業法第3条の規定に基づき既に登録されている事業者及び申請後に登録未了の状態を施行日を迎えた事業者については、なお従前の取り扱いとするよう、所要の経過措置を定めることとする。

## 3. 今後のスケジュール等

公 布：令和5年12月28日

施 行：令和6年4月1日